

情報公開制度の概要

●対象となる情報

情報公開制度を実施する機関は、執行機関をはじめ公平委員会、監査委員、議会も含まれます。対象となる情報は、前述した機関の作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録となります。ただし、個人に関する情報、法令等の規定で公開することができないとされている情報、その他公開することで公益、公正に著しい支障をきたす情報など実施機関が公開しないことができる情報もあります。

●請求権者について

組合行政と直接の利害の有無にかかわらず、組合行政に関する情報を知りたいという人の要求に応える必要があることから、どなたでも請求することができます。

●請求方法

組合の情報公開窓口（政策推進課）に「情報公開請求書」を提出していただきます。

組合では、請求を受け付けた日から15日以内に情報公開の可否を決定し、請求者に書面により通知します。

●情報公開の方法

情報公開の方法は、情報公開窓口での閲覧又は写しの交付となります。

情報公開にかかる手数料は、情報公開窓口での閲覧については無料、写しの交付を希望される方は、作成費用として1枚につき10円（JIS規格A3版までの白黒）をいただきます。また、郵送による写しの交付を希望される方は上記費用以外に郵送に要する費用も併せていただきます。

●検索資料の設置

住民の皆さんが簡単に情報を検索できるように、検索資料（目録）を設置しますので、ぜひご利用ください。

●運用状況の公表

情報公開制度の運用状況については、毎年度取りまとめをして、組合広報紙及び組合ホームページ上で公表します。